

2 まちづくり条例第52条の開発事業の届出件数と開発の概要について

H24年度～H27年度(12月末まで)合計	都計法 (件)	まち条 (件)	事業面積 (㎡)	住 宅 戸数(戸)
		46	41	約 169,700

参考:H24年度～H27年度(12月末まで)開発行為(法)数合計	46 箇所
参考:H24年度～H27年度(12月末まで)宅地分譲(条例)数合計	9 箇所
参考:H24年度～H27年度(12月末まで)その他(条例)数合計	32 箇所

※まちづくり条例第52条

- 1項1号:都市計画法開発行為
- 1項2号:区画分割(事業区域面積500㎡以上で5区画以上)
- 1項3号:集合住宅(15戸以上)
- 1項4号:中高層建築物(建築高10m以上)
- 1項5号:一定規模以上建築物(事業区域面積及び建物1棟に対する延床面積500㎡以上)
- 1項6号:非建築施設(ペット霊園、スポレク施設、自動車販売場で事業区域500㎡以上)
- 1項7号:駐車場(駐車台数40台以上)